

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート!~

11月号 Vol. 47

今月の SMILE

日本の対中 ODA 終了

まいど おおきに!

安倍晋三首相が25日午後(日本時間同)、中国・北京市に日本の首相として約7年ぶりの中国公式訪問をされました。人民大会堂で開かれた日中平和友好条約締結40周年記念レセプションに出席され、「中国は世界第2位の経済大国へと発展した。日本の対中ODA(政府開発援助)は歴史的使命を終えた」と述べ、昭和54年から始めた対中ODAを終了する方針を表明しました。今後は、「日中両国が世界の平和と繁栄のためにもともに貢献する時代が来ている。(習氏らとの会談で)新たな次元の日中協力のあり方について胸襟を開いて議論したい」と語っていました。

中国は世界最大の被援助国の一つです。不完全な統計ではありますが、1979年から2003年までに、中国は公的援助で総額1,072億ドルを受け取ったとされています。

ではここで問題です! 中国が最も公的援助を受けた国はどこでしょう?

答えは、日本です!! 日本の経済援助(ODA)は1979年に始まりました。そして1981年から、日本政府は中国への無償援助を開始しています。日本外務省の公的開発援助(ODA)データによれば、1979年から2010年まで、中国へ開発優遇貸付が総額3兆164億円、無償援助が1,557億円、そして技術協力資金が1,739億円の総額は3兆6,461億円で、30年以上にわたり中国最大の援助国であり、中国の対外援助の66.9%は日本からなのです。

2010年末までの日本の援助対象は、衛生、環境保護、教育、農業、貧困緩和など領域で144のプロジェクトを実施するための支援を実行してきましたが、21世紀に入ると、日本の援助の焦点は、ターミナル、エネルギー、港湾、鉄道、電力、通信などのインフラストラクチャーの領域から環境保護、技術、人材育成といった領域に移行しました。そして今回対中ODAは終了することになったわけです。

これからは、日本の援助を受けた中国が、日本と共に世界が抱えている飢餓、貧困、環境といった世界が抱えている問題の解決のために協力し合えればいいですね!

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!



9月の輸出は持ち直し、輸入堅調—対米貿易摩擦でも

中国の輸出の伸びは9月に持ち直し、輸入も引き続き堅調だった。対米関係の悪化にもかかわらず、内外需が底堅く推移した。

税関総署が10月12日発表した9月の輸出はドルベースで前年同月比14.5%増加。伸び率は市場予想の8.2%を上回った。一方、輸入は同14.3%増。貿易収支は320億ドル(約3兆5,900億円)の黒字となった

追加関税や米国との関係を巡る不透明感が広がる中、中国の輸出は大きく伸びている。企業が関税発動前に出荷を前倒ししたことが一因となり、7~9月(第3四半期)の輸出が増えた可能性はあるが、対米関係が悪化する中でこうした駆け込み効果は剥落する公算が大きい。

キャピタル・エコノミクスのエコノミストらはレポートで、「世界の成長が鈍化するにつれて中国の輸出は今後減速するだろう」と指摘。「米追加関税も足かせ要因になるだろうが、米企業の輸入前倒しはその影響の多くが来年まで表面化しないことを意味している」と記した。

9月の対米輸出はドルベースで前年同月比14%増と、前月の13.2%増から加速。一方、米国からの輸入は1.2%減と2月以来のマイナスとなった。

中国の9月の貿易統計が12日に発表され、米国による一連の制裁関税にもかかわらず、対米貿易黒字は341億ドル(約3兆8300億円)に拡大した。深刻化する米中貿易戦争をさらにあおる結果になりそうだ。

中国の税関当局によると、対米貿易は輸出が467億ドル(約5兆2500億円)に増大した一方、輸入は126億ドル(約1兆4200億円)に激減した。

貿易収支全体でも輸出の伸びが輸入を上回り、黒字額が316億ドル(約3兆5,500億円)に拡大した。

ただ、データ上では9月も好調だった中国貿易について専門家は、この先数か月のうちに米中貿易戦争の影響が出始めると予測している。

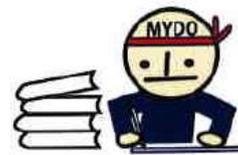
9月の消費者物価指数は同比2.5%上昇

2018年9月、全国の住民の消費価格は同2.5%上昇した。その中で、都市部では2.4%、農村では2.5%上昇し、食品価格は3.6%上昇し、非食品価格は2.2%上昇し、消費品価格は2.7%上昇し、サービス価格は2.1%上昇した。1~9月平均で、全国の住民消費価格は前年同期比2.1%上昇した。9月には、全国の住民の消費価格は0.7%上昇した。その中で、都市は0.7%増、農村は0.8%上昇し、食品価格は2.4%、非食品価格の0.3%上昇、消費品価格は1.0%上昇し、サービス価格は0.2%上昇した。

9月の生産者物価指数同比3.6%上昇

2018年9月全国の工業生産者の出荷価格は前年比3.6%上昇し、前月比0.6%上昇した。工業生産者の購入価格は前年比4.2%上昇し、前月比0.6%上昇した。1~9月平均で、工業生産者の出荷価格は前年同期比4.0%上昇し、工業生産者の購入価格は4.5%上昇した。





個人所得税特定付加控除暫定弁法の公開

中国財政部と国家税務総局が 2018 年 10 月 20 日に「個人所得税特定付加控除暫定弁法」の意見募集稿を公布し、11 月 4 日まで社会各界の意見募集を行いました。

当該暫定弁法では、改正個人所得税法において規定された子女教育、継続教育、重病医療、住宅ローン利子、住宅家賃及び老人扶養の 6 項目の特定付加控除について、控除の対象、金額などを取り上げています。

各特定付加控除項目の概要は下記の通りです。

● 子女教育控除

納税者の子女の就学前教育及び学歴教育に関連する支出は、子供一人あたり年間 12,000 元(月 1,000 元)に基づき定額控除とする。

● 継続教育控除

納税者の学歴継続教育に関する支出は、学歴教育の期間において年間 4,800 元(月 400 元)に基づき定額控除とする。

納税者が技能職業資格、専門技術職業資格を取得のための継続教育に関する支出は、その資格を取得した年度において年間 3,600 元に基づき定額控除とする。

● 重病医療控除

1 納税年度において、社会医療保険管理情報システムで記録された個人で負担する医薬費用の内、15,000 元を超える部分を重病医療支出とし、年間 60,000 元を限度額として実際発生額を控除する。

● 住宅ローン利子控除

納税者本人もしくは配偶者が商業銀行もしくは住宅積立金個人住宅ローンを利用し、本人もしくは配偶者のために、初めて購入した住宅のローン利子支出は、そのローン返済期間において、年間 12,000 元(月 1,000 元)に基づき定額控除とする。

● 住宅家賃控除

納税者本人及び配偶者が主に勤務する都市において住宅を所有せず、住宅を賃借し発生する家賃は、勤務する都市の規模に応じて年間 9,600 元(月 800 元)～年間 14,400 元(月 1,200 元)に基づき定額控除とする。

● 老人扶養控除

納税者が 60 歳以上の父母及びその他法定扶養者に対する扶養支出は、一人っ子の場合は年間 24,000 元(月 2,000 元)、一人っ子でない場合は、兄弟姉妹で配分して年間 24,000 元(月 2,000 元)に基づき定額控除とする。

上記の暫定弁法は 2019 年 1 月 1 日から実施される予定です。具体的な申告方法について、現段階はまだ明確になっていません。国務院税務主管部門によって別途規定されることになります。

所得税控除の種類

子女教育控除
継続教育控除
重病医療控除
住宅ローン利子控除
住宅家賃控除
老人扶養控除



特別連載読み物

ナニワのおっちゃん経営道！

《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第43回：“好き！”や“嫌い！”は、家で言え！”

会社で言うなら、“給料”とらずに“月謝”持ってこい！！”

「会社は、“経済社会”です。

「会社では、給料もらって、求められる成果を挙げるべく仕事をする場所」・・・仕事において成果を上げることが、みなさんの使命なのです。

だから、「こんな仕事、私の“性格”に向いていないので、できません！」とか、「こんな仕事、私“好きでない”ので、やりません！」・・・なんて、“できない理由”・“やらない理由”を言っている暇は、大企業にも、ましてや中小企業にもありませんし、企業内でそんな甘いことが許されるはずがありません。そんなことが許されていたら、きっとその会社は、「倒産の憂き目」を見ることになるでしょう。

だから、私の感覚では、「その仕事、“嫌い”だから、しません！」・・・などと断るのは、もってのほかと考えるのです。報酬を頂いている以上、まず、「やるべきこと！」へ前向き取り組む姿勢・スタンスが大前提であり、その仕事が困難な場合には、その方法・手段・他への協力依頼・・・などなどを考えながら、“必ず、やりきろう！”という姿勢を持ち続けることこそ、大切だと思うのです。

ただ、中小企業の場合、大企業のように、様々なチェックシステムや評価制度が構築されていないので、ついつい、そこに感情が入りがちとなりますね。

また、中小企業の場合、人を採用することが、思うようにはいかないという現実もあり、“評価を厳しくして辞められたら困る！？”・・・が先にきて、ついつい「評価が甘く」なりがちですね。

そんなこんなな事情・背景があり、上司も部下も、「個人の“好き・嫌い”の感覚・感情」のままに、動くケースが多くなるのです。

しかし、そんな時にこそ、上司の方は、心を強く持って、きっぱりと言ってやってください！

「“好き！”や“嫌い！”は、家に帰って、嫁さんの前で言え！会社で言うなら、〇〇文化教室に通うのと同じで、毎月、“給料”とらずに“月謝”持ってこい！！”・・・と。

こんな会話、今どきの会社では、やはり通用しないかもしれませんね。

皆さんの会社の環境は、いかがですか？

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 2415 室

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185